

女性活躍推進法に基づく 「えるぼし認定」について

「いのち」を、
「みらい」へ
つなぐ役割を &
JA宮崎経済連



本会は、令和6年10月1日に女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を推進している企業が取得できる制度「えるぼし認定」を取得しました。

●女性活躍法について

女性が仕事を行う上で能力を発揮し活躍できる環境を整備するために制定された法律です。2015年に時限立法として制定後、2019年に法改正が制定され、2020年から順次施行されています。

以下の項目全てで基準を満たし「えるぼし認定」最高位の3つ星評価を取得しました。

今後も女性が働きやすく活躍できる機会を広げるとともに、全職員が生き生きと活躍し働きつづけることができる職場環境づくりを目指していきます。



えるぼし認定の評価項目

- ▼ 採用 : 男女の採用競争倍率が同程度であること
- ▼ 継続就業 : 継続就業に関する基準（男女の平均勤続年数等）をみたすこと
- ▼ 労働時間 : 時間外労働時間・休日労働の合計時間が毎月45時間以内であること
- ▼ 管理職比率 : 管理職に占める女性労働者の割合が基準以上であること
- ▼ 多様なキャリアコース : 女性非社員の正社員登用などの基準を満たすこと